

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 地域福祉支援員 募集案内

世田谷区社会福祉協議会では、“誰もが安心して暮らせるまち・世田谷”を目指しています。このたび、社協の事務を担っていただける地域福祉支援員を募集します。

1. 採用予定職種

地域福祉支援員

地域福祉支援員は、専門的な知識や一定の経験を有し、次に記載する事務事業に従事します。

- (1) 障害者支援 (2) 子育て支援 (3) 地域活動支援 (4) 生活困窮者支援
(5) 権利擁護支援 (6) 日常生活支援 (7) その他当協議会が行う事業

※この度の募集は、(4) 生活困窮者支援（書類確認・審査、電話対応、その他事務）及び(5) 権利擁護支援の担当者です。

2. 採用予定人数

若干名

3. 応募資格

福祉の仕事に深い理解と熱意を持ち、パソコン操作が行える（ワード、エクセル等の基礎的な操作ができれば可）の者で、次の(1)～(3)のいずれかの要件に該当する者

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、その他福祉に関する国家資格を有する
(2) 社会福祉協議会または福祉機関等での現場で3年以上の経験を有する
(3) 3年以上の福祉的活動または地域活動の経験を有する

4. 職務内容

- (1) 相談業務 (2) 窓口・電話対応・受付業務、関係機関との連絡調整
(3) 行事等の実施 (4) その他一般事務

5. 勤務地

当法人が運営する世田谷区内の事業所
詳細は、当協議会ホームページをご覧ください。

※住まいに対する通勤の配慮はできませんが、勤務地（配属先）を選ぶことはできません。

6. 選考方法

書類選考及び面接による。

7. 面接選考実施日

令和2年8月26日（水） 午後3時～午後8時（予定）

※時間等の詳細は、応募締切後、ご連絡します。

※面接時間の希望がある方のみ、履歴書にその旨を記入してください。

会場：世田谷区社会福祉協議会本部 会議室 ※所在地は下記記載

8. 採用条件

- (1) 雇用期間：令和2年9月1日～令和3年3月31日
(2) 契約更新：雇用期間内の勤務成績が良好である場合は、雇用期間を4回まで更新可能
4回更新した者は、同一の職に再受験可能
(3) 基本給：月額189,100円
(4) 各種手当等：本会の規定により、通勤手当（限度額55,000円/月額）・
超過勤務手当を支給する。※賞与あり ※昇給・退職金なし
(5) 勤務時間：午前8時30分～午後5時15分（内、休憩時間1時間）
(6) 勤務日数：月16日
(7) 休日：勤務の指定のない日
(8) 休暇：①有給休暇あり ※今年度の4月の新規採用者の実績15日
②その他、夏季休暇等本会の規定により付与する
(9) 社会保険：全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
(10) 定年：65歳

9. 応募方法

以下の書類を下記の応募期限までに、申込先に郵送、或いはお持ちください。

- (1) 市販の履歴書（余白に「地域福祉支援員」と記入のこと。）
（写真貼付。必ず志望動機をご記入ください。）
(2) 資格証明書の写し [3. 応募資格(1)に該当する方]
(3) 課題レポート「福祉相談業務に従事するにあたって」
（400字詰原稿用紙1枚で作成してください。）
(4) 返信先の住所・氏名を記入した封筒（長3号封筒に244円分の切手を貼付のこと）
書類選考の結果及び面接時間は、この封筒で応募者全員に8月24日（月）までにお送りいたします。
※ご提出いただいた書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

10. 応募締切

令和2年8月20日（木）午後3時までに必着（持込可）

※応募書類を入れた封筒の表に「地域福祉支援員 応募書類在中」と朱書きのこと。

11. 最終決定

面接選考後に郵送予定

12. 申込・問い合わせ先

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟4階（小田急線「成城学園前」駅徒歩3分）

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 総務課 採用試験担当 宛

TEL:03(5429)2200 FAX:03(5429)2204

※問い合わせ時間：月～金（土・日・祝祭日休） 午前8時30分～午後5時15分



世田谷区社会福祉協議会

● 支えあい ● 心をつなぐ ● 合い言葉 ●